

第 193 回 神戸市環境影響評価審査会 会議録

日 時	令和 3 年 6 月 25 日(金) 9:30~10:10
場 所	W e b 会議
議 題	フェニックス 3 期神戸沖埋立処分場（仮称）設置事業に係る環境影響評価準備書に関する審議（第 5 回）
出席者 20 名	◇審査会委員：15 名 芥川委員，市川委員，丑丸委員，岡村委員，川井委員，島田委員，花嶋委員，花田委員，平井委員，藤川委員，藤原委員，増田委員，宮川委員，山下委員，吉田委員
	◇環境局職員：5 名 中村環境保全部長，岡田自然環境担当課長，ほか 3 名
公開・ 非公開	非公開

○開会

【 議 長 】 ただいまから，第 193 回神戸市環境影響評価審査会を開催いたします。
本日は，フェニックス 3 期神戸沖埋立処分場（仮称）設置事業に係る環境影響評価準備書に関する審議を予定しております。

本日はオンラインでの開催です。オンライン会議での進行に不慣れなもので，不手際があるかもしれませんが，ご容赦をいただければと思います。

それでは，事務局，お願いします。

【自然環境担当課長】 審査会の開催に先立ちまして，事務局から 2 点，お願いとご報告がございます。

1 点目は，本日の審査会でのお願いです。

会長からもおっしゃっていただきましたが，コロナの影響を受け，今回の審査会はオンライン会議として開催いたします。

本日の審議では，先生方のご意見を伺いながら，同時に答申書案の修正を行うため，原則，答申案を画面に表示したまま進行させていただきます。そのため，ご発言される場合はミュートを解除し，お名前をおっしゃっていただくからご発言いただきますよう，よろしく願いいたします。ご発言が終わりましたら，再度，ミュート状態に戻してください。

2 点目は，本案件に関する審議状況についてのご報告です。

2 月 17 日に第 1 回の審査会を行ったあと，水質，動物，植物，生態系について，3 月 15 日と 5 月 28 日，そして，6 月 9 日の計 3 回，専門部会でご審議い

ただき、意見を専門部会報告として取りまとめていただきました。この専門部会報告の内容に、第1回の審査会における委員意見等を追加して事務局にて答申書案を作成しましたので、本日は、この答申書案を基にご議論いただければと存じます。

【議長】 ありがとうございます。

この後の答申書案の審議でご発言いただく際にはミュートを解除し、お名前をおっしゃっていただいてからご発言をいただくということによりお願いいたします。

本日の審議では、これまでの審査会及び専門部会の審議内容を踏まえて、審査会としての答申書案の取りまとめを行います。専門部会では、主に水質、動物、植物、生態系について審議を行い、専門部会の意見が答申書案に反映されているということですが、追加のご意見や修正すべきところ等ございましたら、遠慮なくご意見をいただければと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、ただいまより答申書案に関する審議に入りたいと思います。この情報については、神戸市情報公開条例第10条第4号に定める審議・検討等情報として、本審査会運営規程第5条第1項第1号に当たるため、非公開で審議を行いたいと思いますがいかがでしょうか。ご了解いただける方は挙手していただけますでしょうか。

《全委員挙手》

【議長】 それでは、本日の審査会は非公開で開催させていただきます。

事務局から定足数の確認をお願いします。

【自然環境担当課長】 本日は、審査会答申書の取りまとめを行いますので、議決に当たり過半数の委員のご出席をいただく必要がございます。委員数は17名に対して、現在15名の先生方にご出席いただいております。定足数を満たしていることをご報告させていただきます。

【議長】 ありがとうございます。

それでは、事務局より、答申書案の説明をお願いいたします。

区切って説明していただき、ご意見を伺うという形で進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

【自然環境担当課長】 会長から説明いただいた通り、答申案を区切って説明させていただきますので、その都度、ご意見をいただければと存じます。

それでは、答申書案のうち、「Ⅰ はじめに」と「Ⅱ 意見」を説明させていただきます。

《事務局より、答申書案 Ⅰはじめに、Ⅱ意見 を説明》

- 【 議 長 】 この部分について、ご質問、ご意見等がありましたらお願いいたします。
いかがでしょうか。よろしいでしょうか。
お気付きのところがあれば、後からでもご発言を遠慮なくいただければと思います。
では続いて、「1 全般的事項」に移りたいと思います。事務局、説明をお願いします。

《事務局より、答申書案 II意見 1全般的事項 を説明》

- 【 議 長 】 この部分について、ご質問、ご意見等ございましたらお願いします。
いかがでしょうか。手を挙手していただいても結構ですし、声を上げていただいても結構です。
- 【 委 員 】 遮水性の確認のために水質をモニタリングしていく必要があるという意見に関して、少し気になりましたので、質問です。
処分場はすごく広いですが、何らかの問題があった場合、この水質モニタリングというのは、処分場のどこで遮水性に問題が発生したのかということまで分かるレベルを求めているのでしょうか。それとも、どこか分からないけれども、どこかから漏れているという情報までを把握するレベルなのでしょうか。
- 【 議 長 】 専門部会で、何か問題が生じていることが判明した場合の対策について議論しましたが、事業者から明確な答えはなかったと記憶しているのですが、事務局いかがでしょうか。
- 【自然環境担当課長】 具体的な場所の特定までは想定しておりません。漏水の有無を確認するために、広域に水質のモニタリングを行う必要がある、という意味で書かせていただいております。
- 【 委 員 】 問題があった場合にその問題にどう対処するのか、事業者自身が明確な答えを持っておらず、こちらとしてもはっきりとしたことが分からなかったのも、そこまで踏み込んで記載できず、モニタリング等によって監視する必要がある、というところまでとどまってしまったということもあります。
- 【 委 員 】 モニタリングで異常が検知された場合は、次の段落の一文の「予測しえなかった影響が生じた場合は・・・」という意見で対応するのではないのでしょうか。
- 【 委 員 】 ご指摘ありがとうございます。
状況に応じて適切な措置を行う、という以上に記載できなかったということです。
- 【 委 員 】 その次の段落でカバーできるようになっているということで、よく分かりました。ありがとうございました。
- 【 議 長 】 ほか、いかがでしょうか。

【委員】 「1 全般的事項」(2)ですが、最後のところで、「可能な限り」と書かれています。この言葉は相手に対してどのくらいの重みを感じてもらえるものなのか分からなくて、「考えましたよ」でいいというレベルなのか、「積極的にやってもらいたい」というレベルなのか教えてください。

【議長】 藻場のところですね。この点はいかがでしょうか。これは確か、専門部会で議論があったものですね。

【委員】 私から少し説明させていただいてもよろしいですか。

【議長】 お願いします。

【委員】 我々としては、なるべく藻場ができる形状ということで、本来は、緩傾斜護岸の構造にさせていただきたいということを考えていたのですが、答申案の33行目にも書かれているとおり、事業者が捨石の傾斜護岸と既に決めてしまっています。捨石式傾斜護岸というのは、割石を入れて造るものなので、できることが非常に限られてしまいます。なので、可能な限り藻場をつくってください、ということしか書けなかったというのが正直なところなんです。

【委員】 分かりました。これで問題ないと思います。

【委員】 1点補足です。藻場の形成を阻害する要因として、緩傾斜護岸であっても、捨石式の護岸であっても、浮泥という海底にたまる堆積物の影響が大きいと思うので、少なくともその影響を最小に抑えてもらい、現在の設計構造であっても、なるべくいい状況になるように、という意見を後ろで付け加えています。この意見は、個別的事項で述べているので、後ほど事務局から説明があると思います。

【委員】 よく理解できました。ありがとうございます。

【議長】 ほかにいかがでしょうか。

意見等が無ければ、とりあえず次に行きたいと思います。お気づきのところがあれば、また戻っていただいても結構です。

それでは事務局、説明を続けてください。

《事務局より、答申書案 II意見 2個別的事項(1)水質
について説明》

【議長】 いかがでしょうか。特にございませんか。
それでは、続いて(2)動物、植物、生態系について説明をお願いします。

《事務局より、答申書案 II意見 2個別的事項(2)動物、植物、生態系
について説明》

【議長】 いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、(3) 温室効果ガス等について説明をお願いします。

《事務局より、答申書案 II 意見 2 個別的事項の(3) 温室効果ガス等
について説明》

- 【 議 長 】 いかがでしょうか。ご質問、ご意見等はございませんか。
以上で、答申案について一通り読み上げ、ご質問、ご意見を伺ったところで
すが、全体を通して何かございますか。本事業に関して気になることや質問等
でも結構です。
- 【 委 員 】 追加でコメントさせていただいてよろしいですか。
- 【 議 長 】 はい。お願いします。
- 【 委 員 】 専門部会での審議の中で、遮水シートの性能、その施工方法や遮水シートに
瑕疵があった場合のモニタリングに関して、追加の資料を出していただいて、
かなりの時間を割いて議論しました。追加の資料については、事務局から全委
員宛に配付していただいているので、大体のことは理解していただいていると
思います。
当初の事業者による説明は、遮水シートによる遮水工は法的に安全が担保さ
れており、安全面についても大丈夫だ、という論調でした。ところが、実際に
色々伺ってみると、それほど施工事例があるわけではありませんでした。また、
実際のこういう製品だからこういう性能です、というより、こういう規格を満
たす製品だからこういう性能を示すはず、というようなレベルに理解がとどま
っているというのが現状のようです。
実際に詳細設計に入った段階で、技術的な問題が出てくるのではないかとや
や不安が残りますが、それに関して詳細にチェックをしていただきたいこと、
事業開始後にモニタリングで確認していただきたいことを専門部会において事
業者にお伝えするとともに、専門部会報告にもこの内容を意見として記載して
います。
先ほど別の委員がおっしゃったように、事業者自身も情報が得られていない
部分があるので、そのあたりについては今後継続して協議していく必要がある
と思いました。
- 【 議 長 】 はい、ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。
第1回目の審査会でも、遮水シート式についてはご質問、ご意見が出ました
し、部会でも議論になったところです。先ほどもコメントをいただきましたが、
その辺りも含めて気になることがあれば、ご指摘をいただきたいと思いま
す。
いかがでしょうか。何かございませんか。よろしいですか。
それでは、この内容で確定させたいと思いますが、よろしいでしょうか。
それでよいという方は、挙手していただければと思います。

《全委員挙手》

【 議 長 】 それでは、これで答申書とさせていただきたいと思います。
予定していた議題は以上ですが、事務局から何かございますか。

【自然環境担当課長】 はい、今回ご議論いただきました答申書につきましては、後ほど会長に最終確認をしていただき、神戸市に対してご提出いただきたいと思います。確認といいましても、細かい表現や誤りがあれば修正するというレベルになると思います。

その後、作成期限である7月29日木曜日までに、市長意見書を神戸市で作成し、事業者に交付することとしたいと存じます。

最後に、事務局より今後、アセス手続が予定されている案件について、ご報告させていただきます。

7月末頃からになりますが、アセス法の対象事業として「播磨臨海地域道路」の方法書手続、市アセス条例の対象事業として「西神戸ゴルフ場における産業団地整備計画」の事前配慮書手続が行われる予定となっております。近日中に日程調整をさせていただく予定としておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

【 議 長 】 それでは、審査会を終了にしたいと思います。今日は、朝早くからありがとうございました。

【自然環境担当課長】 ありがとうございました。